

2025年5月19日

お客さま各位

中兵庫信用金庫

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2021年6月に政府から公表されました「成長戦略実行計画」においては、「5年後の約束手形の利用の廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、金融業界では手形・小切手の電子化に向けた取組みを進めております。

これを踏まえ、当金庫では「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として下記のとおり実施させていただきますので、お知らせいたします。

今後も更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

### 記

#### 1. 当座預金の新規口座開設の停止

(1) 実施日：2025年10月1日（水）

(2) 実施内容：

当座預金の新規口座開設の取扱いを停止します。2025年10月1日以降、新規で事業性資金にかかる口座開設を希望される場合は、「普通預金」または「普通預金（無利息型）」をご利用ください。なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

#### 2. 払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始

(1) 実施日 2025年10月1日（水）

(2) 実施内容

当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始します。従来どおり小切手での払戻しも可能です。

(3) ご注意点

当座預金からの払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名、押印のうえ提出してください。なお、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

#### 3. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立・手形割引の受付停止

(1) 実施日 2026年4月1日（水）

(2) 実施内容

2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、代金取立・手形割引の受付を停止します。

#### 4. 手形用紙・小切手用紙の発行終了

(1) 実施日 2026年4月1日(水)

(2) 実施内容

2026年3月31日(火)をもちまして、手形用紙・小切手用紙の発行受付を終了させていただきます。早めの電子的な決済手段への移行をお願いします。なお、終了日時点で保有されている手形用紙・小切手用紙につきましては、2027年3月までご使用いただけます。

#### 5. 電子的な決済手段への移行に関するお願い

手形・小切手の電子化には、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがあります。

「電子記録債権(でんさい)」のご利用、および「インターネットバンキング」による振込みといった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

※ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口までお問い合わせください。

